

令和6年3月25日

市内障害福祉サービス事業所 管理者 様

川西市福祉部地域福祉課長（監査指導担当）

障害福祉サービス事業所に対する指導監査事務等の移管について（お知らせ）

平素は、本市の障害福祉施策の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和5年度から、障害福祉サービス事業所に対する指導監査事務について、社会福祉法人に対する指導監査事務及び介護サービス事業所等に対する指導監査事務とともに、福祉部地域福祉課において一元的に実施してまいりましたが、事務の実施状況を総合的に検討した結果、下記の事務を**令和6年4月1日から、障害福祉課で実施することといたしました。（令和4年度までと同様の体制となります。）**

担当窓口の変更に伴い、重要事項説明書における苦情相談窓口の変更をはじめ、種々お手数をおかけすることとなりますが、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 障害福祉課へ移管する事務について

- （1）障害福祉サービス事業者への指導、監査に関すること
- （2）地域生活支援事業者への指導に関すること
- （3）事業所が行うサービスに関する苦情相談に関すること
- （4）障害福祉サービス事業者事故報告に関すること
- （5）施設従業者による障害者虐待に関すること

2. お問い合わせについて

【令和6年3月31日まで（窓口業務は29日まで）】

・地域福祉課 監査指導担当

電話番号：072-740-1172 FAX：072-740-1311 メール：kawa0027@city.kawanishi.lg.jp

【令和6年4月1日から】

・障害福祉課

電話番号：072-740-1178 FAX：072-740-1311 メール：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp